

第5号議案

「将来の電力需給シナリオに関する検討会」の企画運營業務委託の実施について (案)

国や広域機関による長期脱炭素電源オークション等の円滑な実施や、供給力の維持・開発を行う事業者が計画的に電源開発を進める上での参考となる10年超先の電力需給のあり得るシナリオについて、専門的かつ多様な視点で検討を実施できる体制を構築すべく、「将来の電力需給シナリオに関する検討会」を設置する予定。

本検討会に係る企画運營業務について、機関内の人員のみならず外部リソースを活用して効率的に業務を遂行することを目的として、専門的知見を有する外部機関に委託することとし、委託先選定のための入札を実施する。

1. 委託の背景

- 2022年8月に開催されたGX実行会議（議長：内閣総理大臣）において、電力システムが安定供給に資するものとなるよう、制度全体を再点検することが示された。
- これを受け、電力・ガス基本政策小委員会において供給力確保の在り方について議論され、この議論を踏まえ、2023年4月に「将来の電力需給に関する在り方勉強会」（以下「勉強会」という。）が設置された。本勉強会において、安定供給の確保や2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、課題となり得る事項等について関係事業者等からヒアリングが行われた。
- 2023年8月、本勉強会において、「今後は、議論の場を電力広域的運営推進機関に移し、10年超先の電力需給のあり得るシナリオについて策定を進めることとする。」と整理されたところ。
- 今後、当機関にて実施するシナリオ策定にあたっては、「有識者や外部機関の知見など、多様な視点を取り入れながら検討を進める。」ことが求められていることから、有識者を委員とする「将来の電力需給シナリオに関する検討会」（以下「検討会」という。）を立ち上げて専門的かつ多様な視点で検討できる体制を整えることとする。
- 本検討会に係る企画運營業務について、機関内の人員のみならず外部リソースを活用して効率的に業務を遂行することを目的として、専門的知見を有する外部機関に委託することとする。

2. 委託業務の概要

- 外部委託する業務の概要は以下のとおり。

対象業務	業務内容
(1) 需要・供給力シナリオ検討に関する提案	・ 将来の需要・供給力シナリオ検討の効率的な推進計画の提案 ・ 将来の需要・供給力想定の実施、提案 ・ 多様な視点を得るための技術検討会社の提案
(2) 検討会等の円滑な運営	・ 検討会等の委員候補の提案や事務手続き ・ 検討会等の出席者との連絡、調整

(3) 検討会資料作成等	・ 検討会等の資料作成、印刷、議事録作成など
(4) 概算バランスの作成	・ 2040年、2050年時点の事務局用概算バランス作成
(5) 海外調査	・ 海外の取組事例の調査報告（机上調査）
(6) 専門的知見を有する技術検討会社との調整	・ 技術検討会社との検討内容調整、契約手続きなど
(7) その他	・ 検討会等を円滑に運営するために効果的な企画内容の提案、本業務の報告書作成など

3. 業務委託期間

- ・ 本業務に係る業務委託期間は、契約締結日（2023年10月中を目途）～2024年3月21日とする。
- ・ 2024年度以降の本委託業務については改めて委託先選定のための手続きを実施する。

4. 入札方式および入札に係る今後の予定

- ・ 入札方式は一般競争入札による総合評価方式とする。
- ・ 本委託においては専門性の高さや知見の幅広さ、状況に応じた柔軟な対応能力が求められることから、技術的な評価を重視し、技術点・価格点の内訳は以下のとおりとする。

「総合評価点（300点）」＝技術点（200点）＋価格点（100点）」

- ・ 承認後、以下のスケジュールにて実施することとする。

【スケジュール（予定）】

2023年9月6日（水）	公告（本理事会後速やかに実施）
2023年9月13日（水）	入札説明会
2023年10月2日（月）	入札書提出締切
2023年10月4日（水）	技術審査プレゼンテーション
2023年10月11日（水）	落札者決定

以 上

【添付資料】

- 別紙1 入札説明書
- 別紙2 入札仕様書
- 別紙3 応札資料作成要領
- 別紙4 評価項目一覧
- 別紙5 評価手順書
- 別紙6 適合証明書

将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る
企画運營業務委託
(2023年度)

入札説明書

電力広域的運営推進機関

内 訳

入札説明書

入札書

入札仕様書

応札資料作成要領

適合証明書

評価項目一覧

評価手順書

入札説明書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関の「将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る企画運營業務委託（2023年度）」に係る入札公告（2023年9月6日付け公示）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札を実施する事項

- (1) 件名 将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る企画運營業務委託(2023年度)
- (2) 委託内容 別紙仕様書のとおり。
- (3) 調達方式 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり。
- (6) 入札方法 入札金額は、「将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る企画運營業務委託（2023年度）」に関する総価で行う。

なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 令和04・05・06年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、等級「A」に格付けされていること。
- (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (3) 入札説明会に参加した者であること。
- (4) 予算決算および会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算および会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- る者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。
- (8) 破壊活動防止法（昭和27年法律240号）に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。
- (9) 受託者は以下の要件を満たす者であること。
- ・将来の電力需給想定に関する専門的知見を有しており、かつその知見等を用いて独自で電力需給想定を実施できること。
 - ・類似業務（電力業界・各省庁・地方自治体に対する委員会企画運営）の実績を有すること。
 - ・専門的知見および類似業務経験を有する者を全体管理責任者・担当者として配置すること

3. 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会を実施する。入札を希望する者は、参加すること。

日時：2023年9月13日（水）13時30分～（30分程度）

参加資格：「2. 競争参加資格」を満たす者

その他：・入札を希望する事業者は必ず参加すること

（不参加の場合は入札できないものとする）

- ・入札説明会はWebで実施する。参加を希望する事業者は9月11日（月）17時まで「電力広域的運営推進機関 契約担当」まで事業者名、及び連絡先を記載のうえ、メールにて申入れること。なお、入札説明会までに通信状態の事前確認を実施する（別途連絡）。

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

4. 入札者の義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、電力広域的運営推進機関が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。

また、落札者決定までの間において電力広域的運営推進機関の職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は電力広域的運営推進機関において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

5. 入札書・提案書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類および提出先

入札に当たっては、本説明書及び入札仕様書の内容を承知の上、入札すること。

提出期限： 2023年10月2日（月）15時必着で必要書類を郵送または持参すること。

提出書類： ・ 全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）
・ 入札書・・・別途封入すること
・ 提案書・・・1部（紙媒体1部、電子媒体1部）
・ 契約書（案）
・ 適合証明書

提出先： 〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部会計室

将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る企画運營業務委託(2023年度) 入札係

6. 技術審査のプレゼンテーション（Web実施）の日時

2023年10月4日（水）

時間については、電力広域的運営推進機関より入札者に別途連絡の上、調整

7. 競争参加者は、提出した入札書の変更および取消しをすることができない。

8. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ①「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札
- ②記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）を欠く入札
- ③金額を訂正した入札
- ④誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑤明らかに連合によると認められる入札
- ⑥提案書が電力広域的運営推進機関の審査の結果採用されなかった入札
- ⑦入札書提出期限までに到着しない入札
- ⑧その他入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

電力広域的運営推進機関が設定する予定価格の制限の範囲内で、電力広域的運営推進機関が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、電力広域的運営推進機関が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、各人に連絡の上、後日、再度入札を行う。また、落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、各人に連絡の上、当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を決定する。

10. 入札保証金および契約保証金

免除

11. 契約書作成の要否

要（日本語）

12. 支払の条件

委託業務の対価の支払いは、検収後、翌月末までに支払うものとする。

13. 入札書等に使用する言語および通貨

入札書、提案書、技術審査のプレゼンテーションに使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

14. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札ではないことが判明した時は、電力広域的運営推進機関は落札決定を取消することができる。

15. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本入札結果については、落札者との契約締結後、契約相手方、契約締結日および契約金額等の契約概要を公表する。

(3) この入札に関して不明な点は、2023年9月19日(火)17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、2023年9月22日(金)までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

【問い合わせ先】 電力広域的運営推進機関 総務部会計室 (契約担当)

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

【ウェブサイト】 [トップ](#) > [調達情報](#)

以 上

(別 添)

支出計画書

【参考例】

区分	内訳	金額 (円)	積算内訳
1. 人件費	パートナー マネージャー スタッフ	00,000,000	パートナー @ xx,xxx * yy 時間 = z,zzz,zzz マネージャー @ xx,xxx * yy 時間 = z,zzz,zzz スタッフ @ xx,xxx * yy 時間 = z,zzz,zzz (注1: クラス別、人件費単価については、必ず記載すること。)
2. 諸経費等	〇〇〇	0,000,000	@aa,aaa * bb 人 * 100/110 = ccc,ccc (注2: 消費税及び地方消費税は別掲のため、交通費等で消費税等が含まれている場合、除外の上、計上のこと。)
3. 一般管理費		0,000,000	(1.人件費+2.諸経費等) の〇% (注3: 小数点以下切り捨て)
4. 小計			(注4: 入札金額と一致)
5. 消費税及び 地方消費税			4. 小計×10% (注5: 小数点以下切り捨て)
6. 合計			4. 小計+5. 消費税及び地方消費税

電力広域的運営推進機関
将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る
企画運營業務委託
(2023 年度)
入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2023 年 9 月

1 件名

将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る企画運營業務委託（2023年度）

2 目的

3に示す基本方針に従い将来の電力需給シナリオを検討する電力広域的推進機関（本機関）の「将来の電力需給シナリオに関する検討会」を円滑に企画運営することを目的とする。

3 将来の電力需給シナリオ策定の基本方針

（1）シナリオの用途・目的

- ・10年超先の電力需給のあり得るシナリオを国、本機関、事業者等の関係者間で共有し、国や本機関による長期脱炭素電源オークション等の円滑な実施や、供給力の維持・開発を行う事業者が、計画的に電源開発を進める上での参考とすることを目的とする。
- ・なお、策定するシナリオは、一定の仮定を置いて導き出した基礎情報であり、政府の目標と直接関係するものではない。

（2）シナリオ検討の時間軸

- ・建設のリードタイムが10年を超える電源も存在することや、シナリオの検討にあたっては、2050年カーボンニュートラル等も考慮する必要があることから、例えば20年程度先として2040年、2050年の2時点を目途として検討を進める。

（3）シナリオ策定におけるエリアの考え方

- ・将来的にはエリア別のシナリオを策定することを念頭におきつつ、まずは、全国のシナリオを策定する。

（4）シナリオ策定の手法

- ・需要と供給力の双方において、足下の政策や状況からの連続性も踏まえて、フォワードルックで将来を想定しつつ、2050年カーボンニュートラルが未達となるシナリオについては、バックキャストして未達のギャップの大きさや要因にも言及する。
- ・需要については、フォワードルックに基づいて積み上げを行う際に、後述の変動要因を勘案する。また、検討にあたっては、必要に応じてロードカーブについても考慮する。
- ・供給力については、エネルギー全体の脱炭素化（再エネの進展、化石燃料の扱い等）や2050年カーボンニュートラルを考慮した複数のシナリオを検討し、カーボンニュートラル達成への課題を分析する。
- ・また、需要のシナリオと供給力のシナリオのギャップを認識し、当該ギャップを埋めるために、必要となる電源量等を提示する。

- ・需要と供給ともに複数のシナリオが想定されるが、要素同士の関連性を考慮するなど、実現可能性も踏まえて検討を行う。なお、本シナリオは例であり、他のシナリオを否定するものではない。
- ・シナリオ策定にあたっては、有識者や外部機関の知見など、多様な視点を取り入れながら検討を進める。

(5) 需要シナリオの策定の際に考慮する要素

- ・需要シナリオを検討する際は、以下のような変動要素を考慮する。

<例>

経済成長、国内人口、省エネの進展、電化の進展、産業構造（鉄・自動車・化学・データセンター・半導体等）の変化、自家発の動向 等

(6) シナリオ検討の留意点

- ・シナリオは、毎年度末に事業者から提出される供給計画や広域連系系統のマスタープランなどの計画等との整合を求めるものではない。

(7) 供給シナリオの粒度

- ・将来的には調整力に関する検討を行うことも念頭におきつつ、まずは、必要となる kW・kWh バランスを検討する。

(8) その他

- ・電力価格の動向（燃料価格含む）、燃料調達、将来政策の動向、必要な慣性力、電圧調整機能、系統制約の評価、レジリエンス、対象エリアの細分化など、今後課題になるテーマについては、将来の見通しを検討する中で、継続的に検討・整理することとする。
- ・シナリオの検討結果については、電力広域的運営推進機関のホームページに公表する。

4 業務委託内容

受託者は、本機関の「将来の電力需給シナリオに関する検討会」に係る以下の業務を実施するものとするが、シナリオ策定および検討会の具体的な進め方について提案するとともに、本提案のうち本契約満了日までの計画内容を適切に実施すること。

(1) 需要・供給力シナリオ検討に関する提案

上記基本方針を踏まえ、将来需要・供給力それぞれについてどのような想定を行うことが効率的なシナリオ検討に資するかを検討したうえで、計画を策定し提案すること。

また、受託者自らも将来の需要・供給力想定を実施し提案するとともに、多様な視点からの需要・供給力想定を行ううえで有意義だと考えられる専門的知見を有する技術検討会社を複数社提案すること。

なお、実際の検討方法や技術検討会社については、受託者決定後、本機関と協議の上で決定すること。

(2) 検討会等の円滑な運営

検討会出席者との連絡・調整（事前ヒアリングの実施も含む。その場合にはヒアリングメモを速やかに本機関に送付すること）を実施する。委員等への謝金・交通費の支払いは本事業の費用から実施する。（交通費の支払いの委員対象となる委員は10名程度を想定。謝金単価は、本機関委員会規程等に準ずることとする。）

委員の選定については、エネ庁で開催された「将来の電力需給に関する在り方勉強会」を参考としつつ、提案すること。なお、検討会は、本契約満了日までに4回程度開催することとする。

また、検討会の前段階において検討会で取り扱うテーマについて技術的な検討・議論を行う作業会も開催することとし、作業会の進め方（メンバー・議題等）についても提案すること。その際に要する謝金・交通費等を適切に反映すること。なお、作業会は、本契約満了日までに4回程度開催することとする。

なお、会場は電力広域的運営推進機関の会議室を利用することとする。必要に応じて、飲料手配を実施すること。

(3) 検討会資料の作成、印刷、広域機関ホームページへの掲載手続き等

検討会等に関する全ての資料の取りまとめ等を実施すること。また、すべての検討会において、論点整理資料又は、本機関が説明する事務局資料の素案を作成すること。（平均して1回あたり30ページのパワーポイント資料を想定）

また、検討会資料などを広域機関ホームページに掲載するにあたり必要となる手続き（メタデータを削除したPDFファイルの作成や、本機関のHP掲載の為の申請書類の作成）を実施すること。

加えて、議事録については原則1か月以内に作成すること。

(4) 2040年・2050年概算バランス（kW、kWhバランス）の作成

検討会等の開催や情報収集・整理の結果、それが将来的な電力需給及びCO₂排出にどのような影響を及ぼすかについて、簡易的な概算バランスを作成し本機関に報告すること。

なお、本概算バランス作成のうえで、検討会等で議論されていない前提条件については、受託者決定後、本機関と協議のうえ決定すること。

(5) 海外調査

原則として文献調査により、少なくとも主要先進国3か国について、海外の取組について調査し、整理すること。

(6) 専門的知見を有する技術検討会社との調整

(1)において実際に技術検討を他社に依頼することとなった場合には、技術検討会社との調整（検討内容調整、契約手続きなど）を行う。

なお、その場合に要する技術検討費用の取り扱いについては、別途本機関と協議のうえ決定することとし、技術検討会社へ支払う費用は本契約に含めないものとする。

る。

(7) 報告書の作成

本業務の内容について、報告書を作成すること。本報告書は、本年度の成果を適切に記録し、来年度の事業者に適切に業務を引き継ぐ観点から作成すること。(ワード・パワーポイント問わず)

なお、本報告書は原則として公開とするが、非公開にすべき内容については、別冊に非公表の内容を含む報告書を作成し、納品すること。また、本業務にて納品される成果物の著作権は広域機関に帰属するものとする。

(8) その他、検討会等を円滑に運営するために効果的な企画内容の提案・実施

5 期間

業務の実施期間は、契約締結後、2024年3月21日(木)までを予定している。

6 業務体制

受託者は、本業務の目的等を理解したうえで、受託者にて最適な体制を構築すること。体制については、本業務の期間と規模、求められる専門性等を考慮し、提案書にて明らかにすること。

7 秘密情報の保護

本委託業務に関連して開示する機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、本機関の情報セキュリティ関連規程を遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

- (1) 本委託業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制について、本機関担当者に書面で提出すること。
- (2) 本機関から秘密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 本機関の情報セキュリティ関連規程の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて本機関の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (5) 再委託することとなる場合は、再委託先にも上記と同様の制限を課して契約すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載の事項は、本入札のために限り使用することとし、目的外使用をしないこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項について必要のある時は、委託者と受託者が都度協議し、決定するものとする。

以上

将来の電力需給シナリオ検討会に係る企画運営業務委託
(2023年度)

応札資料作成要領

電力広域的運営推進機関

目次

第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

- 2. 1 評価項目一覧の構成
- 2. 2 提案要求事項

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領および説明

- 3. 1 提案書の構成および記載事項
- 3. 2 提案書様式および契約書（案）様式
- 3. 3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
- 3. 4 留意事項

第 4 章 提案書に関する留意事項

- 4. 1 業務委託目的、業務委託内容、業務委託実施方法
- 4. 2 業務委託実施計画
- 4. 3 業務委託実施体制

第 5 章 別紙

- 5. 1（別紙 1）適合証明書

本書は、将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る企画運營業務委託（2023年度）に係る応札資料(評価項目一覧および提案書)の作成要領を取りまとめたものである。

第1章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料および応札者が提出すべき資料

電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」）は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、広域機関へ提出する。

[表1 広域機関が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る企画運營業務委託（2023年度）の仕様を記述（業務委託の目的・内容等）。
② 応札資料作成要領	応札者が評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要を記述。
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目および任意項目の区分、得点配分等を記述。
④ 評価手順書	広域機関が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法および評価基準等を記述。

[表2 応札者が広域機関に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 入札書	別添支出計画書とともに、入札金額を記載したもの。提案書とは別途封入し提出すること。
② 評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	評価項目一覧の提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
③ 提案書	○仕様書に記述されたシナリオ策定および検討会の具体的な進め方に関する提案について説明したもの。主な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・需要・供給力シナリオ検討に関する提案 ・多様な視点からの需要・供給力想定を行ううえで有意義だと考えられる専門的知見を有する技術検討会社に関する

	<p>提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会・作業会の運営方法（進め方・委員選定など）に関する提案 ・ 海外調査（対象国、調査方法など）に関する提案 <p>○上記提案内容を含む将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る企画運營業務について、どのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託内容、業務実施体制等 ・ 業務実施計画 ・ 組織としての専門性、類似事業実績 ・ 業務従事予定者・全体管理責任者の専門性、類似事業実績 ・ 業務委託遂行のための経営基盤・管理体制 ・ 補足資料等
④ 適合証明書	入札資格を満たしていることを証する書面。
⑤ 契約書（案）	本業務を受託した際の契約書（案）
⑥全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）	令和04・05・06年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、等級「A」に格付けされていること

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2. 1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成および概要説明を以下に記す。

[表 3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における頁番	事項	概要説明
1～3	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応募者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目および任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。

2. 2 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。応募者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表 4 を参照すること。

[表 4 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）	広域機関
提案要求事項	応札者に提案する要求する内容	広域機関
評価区分	必ず提案すべき事項（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	広域機関
得点配分	各項目に対する最大加点	広域機関
評価基準	各提案要求事項における基礎点及び加点別の分類	広域機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領および説明

3. 1 提案書の構成および記載事項

提案書は、評価項目一覧の提案書の目次及び提案要求事項に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。

3. 2 提案書および契約書（案）様式

- ① 提案書の様式は自由とする。
- ② 提案書および評価項目一覧は A 4 判カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則として A 3 判にて提案書の中に折り込む。
- ③ 提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 又は PDF 形式とする（これに拠りがたい場合は、広域機関まで申し出ること。）なお、契約書（案）は、MS-Word 形式とする。

3. 3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、広域機関に対し自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明に当たっては、広域機関が指定する場所（Web 会議を含む）にてプレゼン

テーションを行うこととし、その際には、原則としてプロジェクト・リーダーに該当する者が実施する。

- ③ 当該プレゼンテーションの日時等については、入札締切（提案書提出期限）後に広域機関と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、現時点では1社あたり40分程度（発表25分、質疑応答15分程度）を想定している。
- ④ プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3. 4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ③ 広域機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、およびメールアドレス）を明記する。
- ④ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙の質問状に必要事項を記載の上、2023年9月19日（火）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせる。

【問い合わせ先】

広域機関 総務部会計室（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

- ⑤ 上記の提案書構成、様式および留意事項に従った提案書ではないと広域機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第4章 提案書に関する留意事項

評価項目一覧の評価基準を参考に、以下事項に留意し提案書を作成すること。

4. 1 業務委託目的、業務委託内容、業務委託実施方法

具体的に記載すること。業務委託内容のうち、シナリオ策定および検討会の具体的な進め方について、以下の提案を記載すること。

- ・需要・供給力シナリオ検討に関する提案
- ・多様な視点からの需要・供給力想定を行ううえで有意義だと考えられる専門的知見を有する技術検討会社に関する提案
- ・検討会・作業会の運営方法（進め方・委員選定など）に関する提案

- ・海外調査（対象国、調査方法など）に関する提案

また、業務委託実施方法については、効率のかつ効果的に行う具体的な実施方法および広域機関の業務工数削減につながる効率化については、必ず工夫している点を具体的に記載すること。

4. 2 業務委託実施計画

確実に成果をあげるために、応札者が行う業務委託実施計画（作業内容・スケジュール）について主要なマイルストーンを記述し、提案したスケジュールの根拠（手順等）を具体的、客観的に記載すること。また、遅滞なく作業を効率的に完了するための工夫も併せて記載すること。

4. 3 業務委託実施体制

(1) 委託実施体制

業務の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数を記載すること。また、実施体制については個々の業務の担当を明確に記載すること。

(2) 組織としての専門性、類似事業実績

組織として、本業務に関する専門知識（将来の電力需給想定に関する専門的知見およびその知見等を用いた電力需給想定能力）、類似事業（電力業界、各省庁、地方自治体に対する委員会企画運営）について記載すること。また、類似業務（電力業界、各省庁、地方自治体に対する委員会企画運営）への従事実績について、件名ごとに以下の事項を記載することとし、一覧での提出も可とする。

- ・相手先（実名が記載できない場合は、相手先がイメージできる記載（例：大手新電力、旧一般電気事業者等、省庁、地方自治体）を行うこと）
- ・実施年度
- ・概要
- ・規模

(3) 業務委託従事予定者の専門性、類似業務実績

業務委託従事予定者の、本業務委託に関する専門知識、ノウハウ等の蓄積、類似業務実績等について記載すること。なお具体的には、以下の事項を記載することとし、一覧での提出も可とする。

- ・業務担当者名
- ・部署、役職
- ・予定担当業務、役割
- ・業務経験（顧客の業種、実施業務やその内容）
- ・略歴、保有スキル、専門知識（将来の電力需給想定に関する専門的知見）、類似業務実績（電力業界、各省庁、地方自治体に対する委員会企画運営）等

(4) 業務委託遂行のための経営基盤、管理体制

事業を円滑に行うための経営基盤、管理体制について記載すること

第 5 章 別紙 5. 1 (別紙 1) 適合証明書

【別紙4】 Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次			評価区分	得点配分			評価基準		提案書頁番号	
大項目	中項目	小項目		提案要求事項	合計	基礎点	加点	基礎点		加点
1 業務委託の目的、内容及び実施方法										
	1.1	業務委託目的	・業務委託の目的が、電力広域的運営推進機関の業務委託目的に合致しているか。 ・業務委託目的が、業務委託目的と整合しているか。 ・「将来の電力需給シナリオ策定に関する基本方針」に沿った需要・供給力シナリオ検討に関する提案になっているか。 ・多様な視点からの需要・供給力想定を行ううえで有意義だと考えられる専門的知見を有する技術検討会社が複数提案されているか。 ・「将来の電力需給シナリオ策定に関する基本方針」に沿った需要・供給力シナリオ検討が実施できるような検討会・作業会の運営方法に関する提案になっているか。 ・「将来の電力需給シナリオ策定に関する基本方針」に沿った需要・供給力シナリオ検討に資するような海外調査に関する提案になっているか。	必須	4	4	0	・業務委託の目的が、電力広域的運営推進機関の業務委託目的に合致しているか。 ・業務委託提案が、業務委託目的と整合しているか。 ・「将来の電力需給シナリオ策定に関する基本方針」に沿った需要・供給力シナリオ検討に関する提案になっているか。 ・多様な視点からの需要・供給力想定を行ううえで有意義だと考えられる専門的知見を有する技術検討会社が複数提案されているか。 ・「将来の電力需給シナリオ策定に関する基本方針」に沿った需要・供給力シナリオ検討が実施できるような検討会・作業会の運営方法に関する提案になっているか。 ・「将来の電力需給シナリオ策定に関する基本方針」に沿った需要・供給力シナリオ検討に資するような海外調査に関する提案になっているか。	・多様性・客観性・事後検証性を考慮した需要・供給力シナリオ策定に資する提案になっているか。 ・技術検討会社をどのように活用するか具体的に提案され、その提案が多様な視点からの検討に資するものとなっているか。 ・有識者・外部機関の知見を有効に活用できるような検討会・作業会の運営方法に関する提案になっているか。 ・海外調査をどのように活用するか具体的に提案され、その提案が効果的な電力需給シナリオ策定に資するものとなっているか。	
	1.2	業務委託内容	・「将来の電力需給シナリオ策定に関する基本方針」に沿った需要・供給力シナリオ検討に資するような海外調査に関する提案になっているか。 ・多様性・客観性・事後検証性を考慮した需要・供給力シナリオ策定に資する提案になっているか。 ・技術検討会社をどのように活用するか具体的に提案され、その提案が多様な視点からの検討に資するものとなっているか。 ・有識者・外部機関の知見を有効に活用できるような検討会・作業会の運営方法に関する提案になっているか。 ・海外調査をどのように活用するか具体的に提案され、その提案が効果的な電力需給シナリオ策定に資するものとなっているか。	必須	108	28	80	・業務委託の目的が、電力広域的運営推進機関の業務委託目的に合致しているか。 ・業務委託提案が、業務委託目的と整合しているか。 ・「将来の電力需給シナリオ策定に関する基本方針」に沿った需要・供給力シナリオ検討に関する提案になっているか。 ・多様な視点からの需要・供給力想定を行ううえで有意義だと考えられる専門的知見を有する技術検討会社が複数提案されているか。 ・「将来の電力需給シナリオ策定に関する基本方針」に沿った需要・供給力シナリオ検討が実施できるような検討会・作業会の運営方法に関する提案になっているか。 ・「将来の電力需給シナリオ策定に関する基本方針」に沿った需要・供給力シナリオ検討に資するような海外調査に関する提案になっているか。	・多様性・客観性・事後検証性を考慮した需要・供給力シナリオ策定に資する提案になっているか。 ・技術検討会社をどのように活用するか具体的に提案され、その提案が多様な視点からの検討に資するものとなっているか。 ・有識者・外部機関の知見を有効に活用できるような検討会・作業会の運営方法に関する提案になっているか。 ・海外調査をどのように活用するか具体的に提案され、その提案が効果的な電力需給シナリオ策定に資するものとなっているか。	
	1.3	業務委託実施方法	・業務委託実施方法が、業務委託目的・内容と整合しているか。 ・業務委託実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 ・本機関の業務工数削減につながる効率化が図られているか。 ・効率的かつ効果的な業務委託実施方法が採られているか。	必須	8	4	4	・業務委託実施方法が、業務委託目的・内容と整合しているか。 ・業務委託実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。	・本機関の業務工数削減につながる効率化が図られているか。 ・効率的かつ効果的な業務委託実施方法が採られているか。	
2 業務委託実施計画										
	2.1	業務委託実施計画	・業務委託目的・内容に対し、業務委託実施計画(スケジュール)は 妥当か。 ・業務委託実施計画(スケジュール)に、業務委託を適切に実行する根拠(人員・手順等)が示されているか。	必須	8	4	4	・業務委託目的・内容に対し、業務委託実施計画(スケジュール)は妥当か。	・業務委託実施計画(スケジュール)に、業務委託を適切に実行する根拠(人員・手順等)が示されているか。 ・業務委託実施計画について、効率的に実施するための工夫が示されているか。	
3 業務委託実施体制										
	3.1	業務委託実施体制・役割分担	・業務委託の実施体制図及び役割が、業務委託内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・業務委託を遂行可能な人数が確保されているか。 ・契約後、業務委託を速やかに開始する体制が確保されているか。 ・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	必須	8	4	4	・業務委託の実施体制図及び役割が、業務委託内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・業務委託を遂行可能な人数が確保されているか。 ・契約後、業務委託を速やかに開始する体制が確保されているか。	・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	
	3.2	組織としての専門性、類似業務実績	・組織として、電力需給想定に関する専門的知見を有しており、その知見等を用いて独自で電力需給想定を実施できるか。 ・組織として、類似業務(電力業界および各都府県・地方自治体に対する委員会企画運営)の実績が少なくとも1件以上あるか。 ・組織として類似業務(電力業界および各都府県・地方自治体に対する委員会企画運営)の実績が多数あるか。	必須	8	4	4	・組織として、電力需給想定に関する専門的知見を有しており、その知見等を用いて独自で電力需給想定を実施できるか。 ・類似業務の実績が少なくとも1件以上あるか。	・類似業務の実績が多数あるか。	
	3.3	業務委託従事予定者の専門性、類似事業実績	・業務委託従事予定者が電力需給想定に関する専門的知見および類似業務経験(電力業界および各都府県・地方自治体に対する委員会企画運営)を有するか。 ・全体管理責任者が電力需給想定に関する専門的知見および類似業務経験(電力業界および各都府県・地方自治体に対する委員会企画運営)を有するか。 ・業務委託従事予定者および全体管理責任者は、自身の専門性・経験を踏まえつつ、電力広域的運営推進機関・有識者からの要望等に迅速・柔軟に対応できることが見込まれるか。 ・業務委託従事予定者および全体管理責任者は、多様性・客観性・事後検証性を考慮したシナリオ策定に資する提案を柔軟に実施できることが見込まれるか。	必須	48	8	40	・業務委託従事予定者に専門的知見があるか。また、類似業務の実績が少なくとも1件以上あるか。 ・全体管理責任者に専門的知見があるか。また、類似業務の実績が少なくとも1件以上あるか。	・類似業務の実績が多数あるか。 ・業務委託従事予定者および全体管理責任者は、自身の専門性・経験を踏まえつつ、電力広域的運営推進機関・有識者からの要望等に迅速・柔軟に対応できることが見込まれるか。 ・業務委託従事予定者および全体管理責任者は、多様性・客観性・事後検証性を考慮したシナリオ策定に資する提案を柔軟に実施できることが見込まれるか。	
	3.4	業務委託遂行のための経営基盤・管理体制	・業務委託遂行のための経営基盤を有しているか。 ・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。	必須	8	4	4	・業務委託遂行のための経営基盤を有しているか。	・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制に優れているか。	

200 60 140

別紙5

将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る
企画運營業務委託（2023年度）
評価手順書（加算方式）

電力広域的運営推進機関

本書は、将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る企画運營業務委託（2023年度）の評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1. 1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1. 2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

1. 2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分(※) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、2 : 1とする。

1. 3 得点配分

技術点の配分を200点、価格点の配分を100点とする。

技術点	200点
価格点	100点

第2章 評価の手続き

2. 1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ・別添「評価項目一覧」の「提案要求事項（項番1～3）」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2. 2 二次評価

「2. 1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「第3章 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される

「提案要求事項（項番 1～3）」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が 0 となった場合、その応募者を不合格とする。複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

2. 3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2. 2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1. 2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- ③ 技術点及び価格点に小数点第 2 位以下の端数を生じた場合は切り捨てとする。

第 3 章 評価項目の加点方法

3. 1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。（評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「提案要求事項一覧」の「得点配分」欄を参照）

3. 2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は 0 点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応募者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点とは、別添「評価項目一覧」にて「評価基準」として示している。

3. 3 加点評価

加点は、全ての提案要求事項について設定されており、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点は、別添「評価項目一覧」にて「評価基準」として示している。

以上

電力広域的運営推進機関

御社名

将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る企画運營業務委託（2023年度）

㊦

適合証明書

区分	入札説明書 記載箇所	項目	適合 ^{※1}	補足 ^{※2}
入 札 資 格	2 (1)	令和04・05・06年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、等級「A」に格付けされていること。		
	2 (2)	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2 (3)	入札説明会に参加した者であること。		
	2 (4)	予算決算および会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。		
	2 (5)	予算決算および会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2 (6)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。		
	2 (7)	自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。		
	2 (8)	破壊活動防止法（昭和27年法律240号）に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。		
	2 (9)	受託者は以下の要件を満たす者であること。 ・将来の電力需給想定に関する専門的知見を有しており、かつその知見等を用いて独自で電力需給想定を実施できること。 ・類似業務（電力業界・各省庁・地方自治体に対する委員会企画運営）の実績を有すること。 ・専門的知見および類似業務経験を有する者を全体管理責任者・担当者として配置すること		

※1 適合については、“○（要件を満たしている）”、“△（条件付きで要件を満たしている、代替手段で要件を満たす）”、“×（要件を満たしていない）”で記述をお願いします。また、“△”を記入した場合は、補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足すべき事項がある場合は、その内容を補足欄に記入してください。また、各機能の適合を証する添付資料を同封し、提出をお願いします。